

■第9期の介護保険料額

						国標準で計算した場合		
移行後の 割り振り	所得段階	対象者の内容	基準額に 対する割合	介護保険料(月額)	増減額 (年額)	基準額に 対する割合	介護保険料(月額)	増減額 (年額)
	第1段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ●本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額(年金収入に係る所得は除く)と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	0.455	31,400円 (2,617円)		0.455	31,400円 (2,617円)	0
			軽減後 0.285	19,700円 (1,642円)	△1,000円	軽減後 0.285	19,700円 (1,642円)	0
	第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額(年金収入に係る所得は除く)と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の方	0.650	44,900円 (3,742円)		0.685	47,300円 (3,742円)	△2,400円
			軽減後 0.450	31,100円 (2,592円)	0	軽減後 0.485	33,500円 (2,592円)	△2,400円
	第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額(年金収入に係る所得は除く)と課税年金収入額の合計額が120万円超の方	0.755	52,100円 (4,342円)		0.690	47,600円 (4,342円)	+4,500円
			軽減後 0.750	51,800円 (4,317円)	0	軽減後 0.685	47,300円 (4,317円)	+4,500円
	第4段階	同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額(年金収入に係る所得は除く)と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	0.850	58,700円 (4,892円)	0	0.900	62,100円 (4,892円)	△3,400円
	第5段階	世帯内には市民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超	1.000	69,000円 (5,750円)	0	1.000	69,000円 (5,750円)	0
	第6段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.150	79,400円 (6,617円)	0	1.200	82,800円 (6,617円)	△3,400円
	第7段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.300	89,700円 (7,475円)	0	1.300	89,700円 (7,475円)	0
	第8段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.550	107,000円 (8,917円)	0	1.500	103,500円 (8,917円)	+3,500円
320万円以上 420万円未満	第9段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.700	117,300円 (9,775円)	△6,900円	1.700	117,300円 (9,775円)	0
420万円以上 520万円未満	第10段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.900	131,100円 (10,925円)	+6,900円	1.900	131,100円 (10,925円)	0
520万円以上 620万円未満	第11段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.100	144,900円 (12,075円)	+20,700円	2.100	144,900円 (12,075円)	0
620万円以上 720万円未満	第12段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.300	158,700円 (13,225円)	+34,500円	2.300	158,700円 (13,225円)	0
720万円以上	第13段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.400	165,600円 (13,800円)	+41,400円	2.400	165,600円 (13,800円)	0